

主任技術者の執務に関する説明書

1. 主任技術者を兼任させようとする

事業場の所在地

〃 名称

主任技術者の監

督に係る電気工

作物の概要

需要設備 k V k W k V A

受電用遮断器 種類 (VCB等)

定格 kV A kA

非常用予備発電装置 k V k W DE・GT

ばい煙発生施設 有・無

発電所 k V k W DE・GT

ばい煙発生施設 有・無

2. 主任技術者の

常時勤務先事業場所在地

〃 名称

3. 主任技術者の執務に関する説明

- (1) 電気工作物の設置、改造等の工事期間中は必ず出勤し立ち会うものとするがやむを得ない場合にあつては毎週1回以上とする。
- (2) (1)以外の場合にあつては毎月1回以上執務し、電気工作物の工事、維持及び運用のための巡視、点検を行う。
- (3) 勤務する時間は、1回につき〇時間以上とする。
- (4) 所管官庁等の法令に基づいて行う検査及び電力会社が行う試験等には立ち合わせるものとする。
- (5) 事故その他緊急事態が発生した場合には、連絡責任者等の連絡を受け、直ちに出席させるものとする。
- (6) その他、保安規程どおり執務する。
- (7) 事業場までの所要時間

自 宅より k m 自動車・徒歩 分

勤務先より k m 自動車・徒歩 分

4. 主任技術者に連絡する連絡責任者